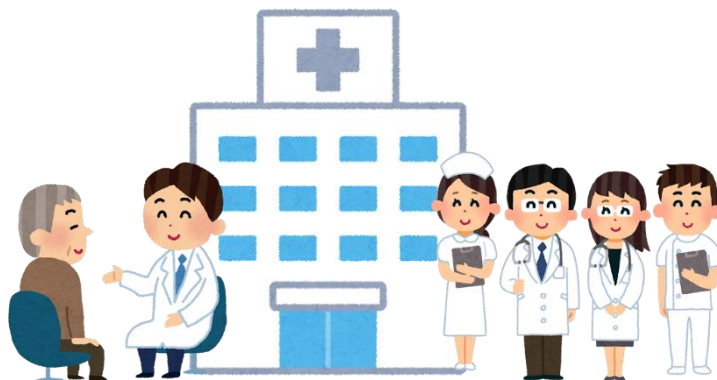


「かかりつけ医」機能を有する病院として 以下の取り組みを行っています



外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含む、よりの確で質の高い「かかりつけ医」機能を有する病院として機能強化加算を算定しています。

- ▶ **他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。**
- ▶ **必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。**
- ▶ **健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。**
- ▶ **介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。**
- ▶ **夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供をいたします。**

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）」のホームページで地域の医療機関が検索できます。

この内容はご希望の方に配布しています。ご入用の方は職員へお声がけください。